

平成30年4月から

国民健康保険のしくみが変わりました！

～国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～



●問合せ先 国保年金課国保係 ☎72-2111内線424

国保の現状と課題

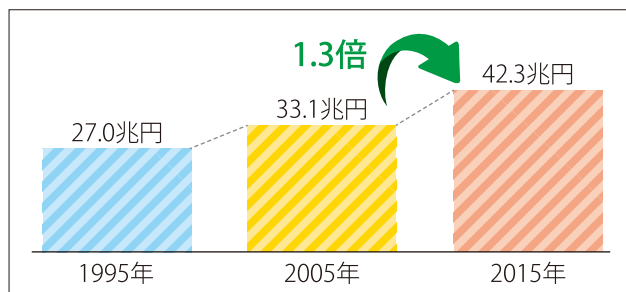
国民健康保険(国保)は、日本の国民皆保険制度の基礎となる仕組みですが、国保の加入者は、勤務先の医療保険などと比べると「高齢者の割合が高い」、「加入者の所得水準が低い」構造となっています。そのため、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金が多く、市町村単位では安定した財政運営が難しいなどの課題がありました。

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保
加入者平均年齢 (平成27年度)	51.9歳	36.9歳	34.6歳
加入者1人あたり 平均所得 (平成27年度)	84万円 (一世帯あたり 140万円)	145万円 (一世帯あたり 249万円)	211万円 (一世帯あたり 387万円)

(国民健康保険中央会資料より抜粋)

【国民医療費 10年ごとの推移】

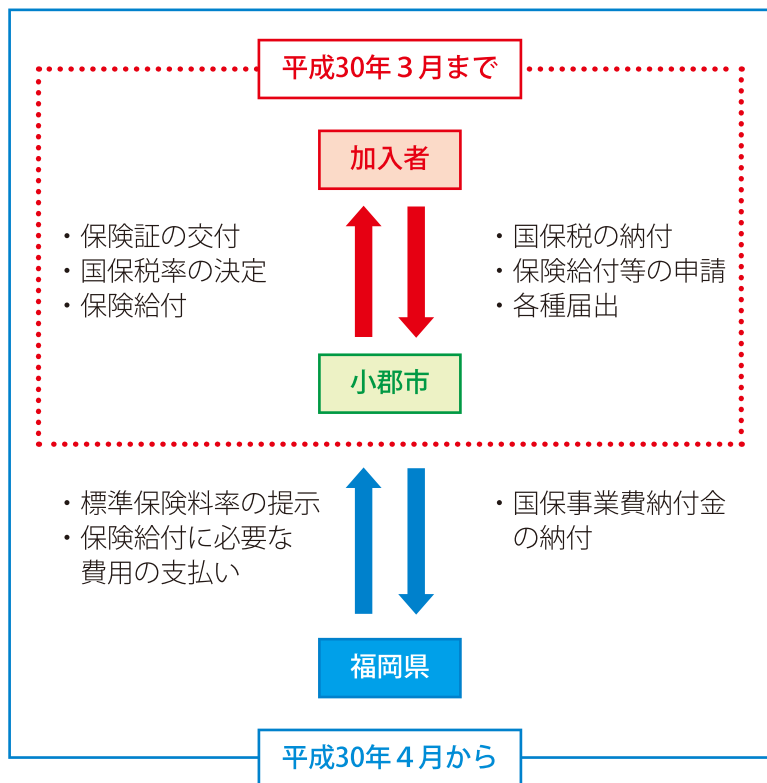
この10年で、日本の70歳以上の高齢者の数は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。



(厚生労働省作成資料より抜粋)

県が国保の財政運営の責任主体に

平成27年5月に法律が改正され、国保制度が大きく変わりました。そして、国保制度を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から市町村に加えて、都道府県も国保運営を担うことになりました。国保の財政を安定させ、事業を効率よく進めるため、県が国保の財政運営の中心的な役割を担います。



平成30年4月からの県と市の役割

福岡県の役割

- 財政運営
 - 保険給付に必要な費用の交付
 - 標準保険料率の算定・公表
- など

小郡市の役割

- 被保険者証の交付
 - 国保税率の決定・賦課・収納
 - 保険給付
- など

加入者への影響は？

国保税の納付先や各種申請手続きの窓口は、市町村のままです。
国保の届出などの窓口も変わりません。

主な変更点

- (1) 被保険者証の様式(記載内容など)が変わりました
 - ① 被保険者証の名称が「国民健康保険被保険者証」から「福岡県国民健康保険被保険者証」に
 - ② 「資格取得日」の項目が、「適用開始年月日」に
 - ③ 「保険者」の項目が「交付者」に

※現在の被保険者証(保険証)の有効期限は、平成30年7月末です。8月1日からの切り替えに向けて、有効期限が切れる前に被保険者証(保険証)を郵送します

僕たち加入者としては何が
変わるの??



[70歳以上75歳未満の人]

70歳以上75歳未満の人には、今まで、被保険者証(保険証)と高齢受給者証の2枚をそれぞれ交付していましたが、8月1日からは、被保険者証(保険証)と高齢受給者証が1つになり、1人1枚を交付します。

7月31日まで

8月1日から(色は未定)



- (2) 県内の転居の場合は、高額療養費の多数回該当が通算されます

国保には、前12か月間に高額療養費の該当が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)があります。

これまでの、他の市町村へ転居した場合、該当回数は引き継がれませんでした。しかし、平成30年4月からは、県内の転居で、同じ世帯構成であることが認められたときは、転居前の該当回数引き継がれます。よって被保険者の負担軽減につながります。

県内で9月1日に転居した場合(例)

ここから該当

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成30年 3月まで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
平成30年 4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

ここから該当

PICK UP! 医療費通知

小郡市国保では、加入者の世帯に対し、皆さんが医療機関で支払った一部負担金と、実際に治療にかかった医療費を記載した医療費通知のはがきを送付しています(2か月に1回)。

普段あまり意識しにくい医療費の実態を知ってもらい、医療機関からの請求ミスなどの防止や、医療費の適正化を図ることを目的としています。

また、医療費通知は医療費控除の申告の際に活用することができます。(医療費控除などの申告手続きに関することは、国税庁のホームページ、または、税務署へお問い合わせください。)